魚津都市計画道路の見直し（案）について

令和５年１月

魚津市 産業建設部 都市計画課

目　次

１．都市計画道路とは

２．なぜ都市計画道路を見直すのか？

３．見直しの進め方

４．都市計画道路の現状・見直し（案）

５．今後のスケジュール

1．都市計画道路とは

都市計画道路

法律(都市計画法)に基づき、
あらかじめルート・幅員等が決められた、都市の骨格となり、
安全安心な暮らしや機能的な都市活動の確保など、
まちづくりを支える道路のこと。
都市の将来像を踏まえて決定される。

都市計画決定の効果

- 都市計画の位置づけ
- 事業を担保するための建築制限

1．都市計画道路とは

都市計画道路の機能

① 交 通 機 能

- 人や物資の移動、道路沿いの店などへのためのスペース

② 空 間 機 能

- 風通しや日当たりがよくなるなど良好な住環境の形成
- 災害時の退避や救助に役立ち、火災の広がりも防ぐ
- 電気やガス、上下水道などを収納

③ 市 街 地 形 成 機 能

- 道路の囲まれる範囲（街区）により、
  まちの大きさや形が決まる

- 様々な土地の利用が図られ、
  まちの発展につながる

１．都市計画道路とは

都市計画道路の種別

① 自 動 車 専 用 道 路

もっぱら自動車交通のための道路
　例）・北陸自動車道　等

② 幹　　線　　街　　路

都市内におけるまとまった交通を受け持ち
都市の骨格を形成する道路
　例）・国道８号　等

1．都市計画道路とは

都市計画道路の種別

③区　画　街　路

地区における宅地利用のための道路
　例）地区内周回道路　等（通過する交通なし）

④特　殊　街　路

自転車や歩行者のための専用道路や路面電車などの交通を目的とした道路
　例）歩行者専用道　等

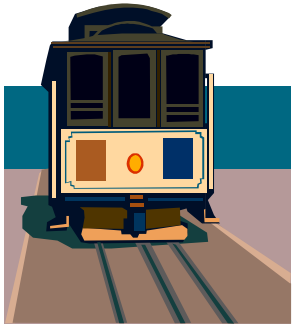

①～④を適切に組合せ、道路の機能が発揮できるように配置

２．なぜ都市計画道路を見直すのか？

見直しにいたる流れ

多くは昭和３０～５０年代までに都市計画決定されその後全体の見直しが行われていない

人口増加から減少の時代へ

少子高齢化社会の到来

自然環境や景観への関心の高まり

社会状況の変化にともない、都市構造もさまざまな面で変化が求められており、変化に適切に対応する必要があります

将来のまちを見据えた都市計画道路網の見直し

2．なぜ都市計画道路を見直すのか？

都市計画道路内における建築の制限

都市計画道路が定められている区域では、将来的に整備が円滑に進むよう建築物の建築に際し、許可が必要となる

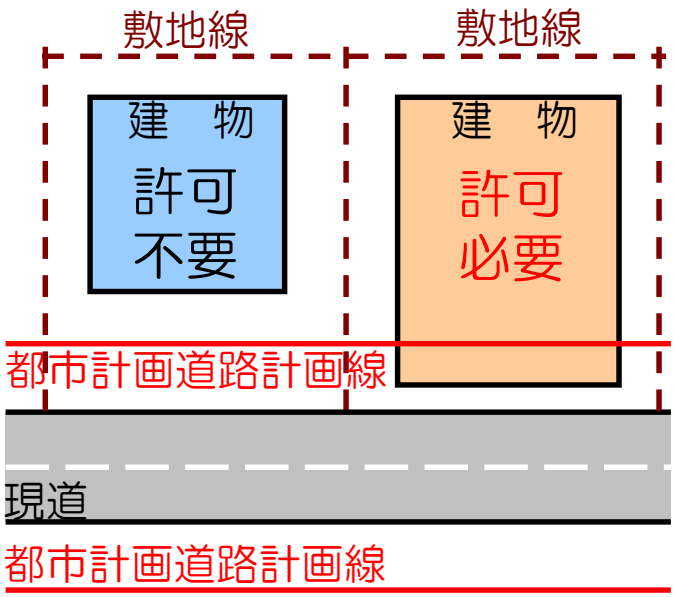

許可の基準

容易に移転、除去することができるもの
- ２階建て以下で地階なし
- 構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など

個人の財産権の一部を制限している状態

2．なぜ都市計画道路を見直すのか？

都市計画道路内における建築の制限

都市計画道路を廃止すると、建築制限がなくなります

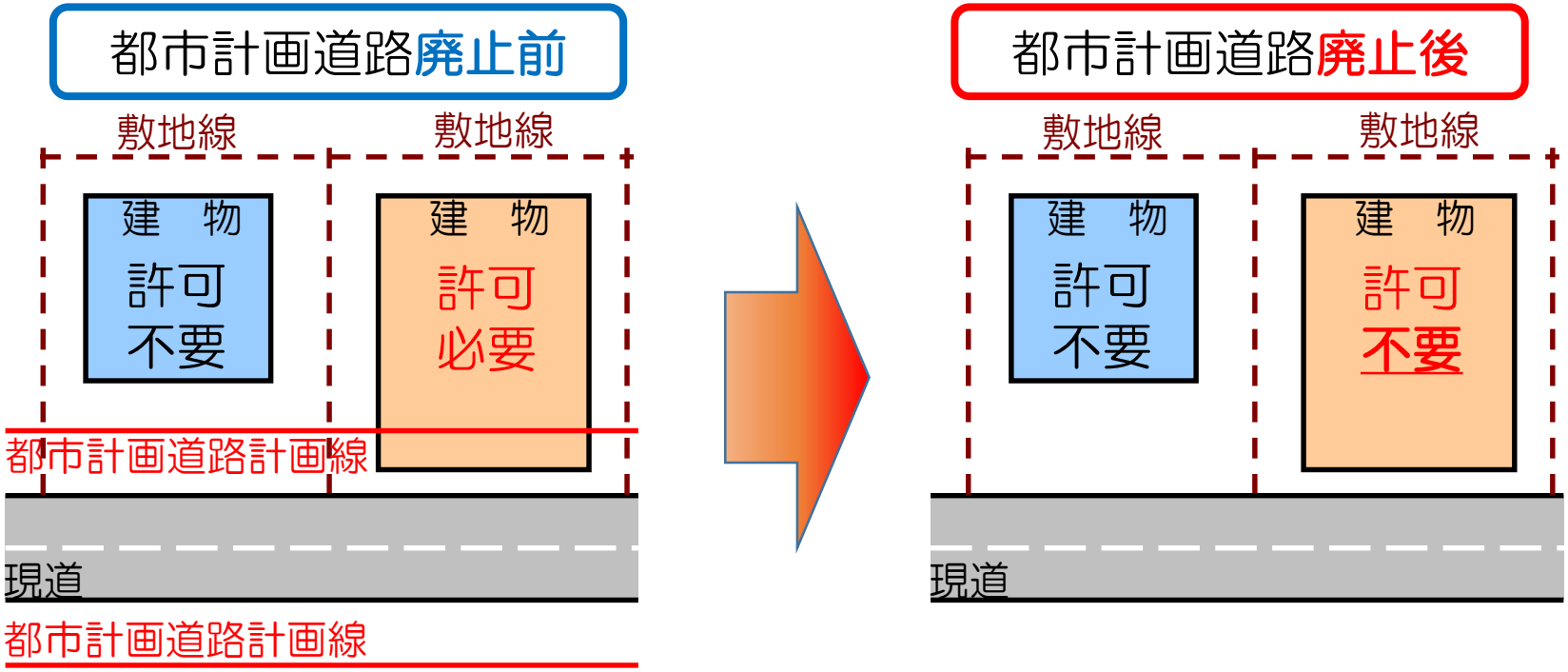

- ３階建て以上または地階を有する建物
- 構造が鉄筋コンクリート造の建物の建築が可能になります

３．見直しの進め方
見直し結果のパターン

① 継　続	現計画のまま変更なし
② 変　更	現計画の線形や幅員を変更
③ 廃　止	現計画を廃止

３．見直しの進め方

評価の視点

①必要性の検討

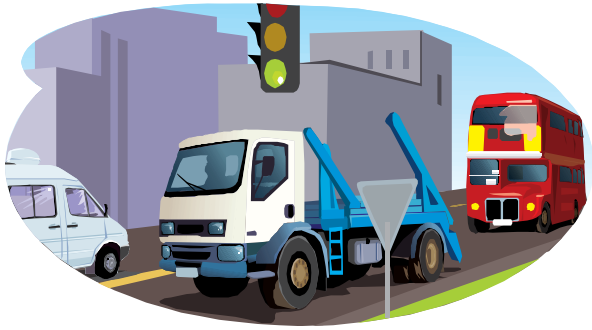

（１）交通面

- 都市と都市を結ぶ
- 都市内の道路網の中心的存在（都市軸）
- 住宅地の交通を集める

など

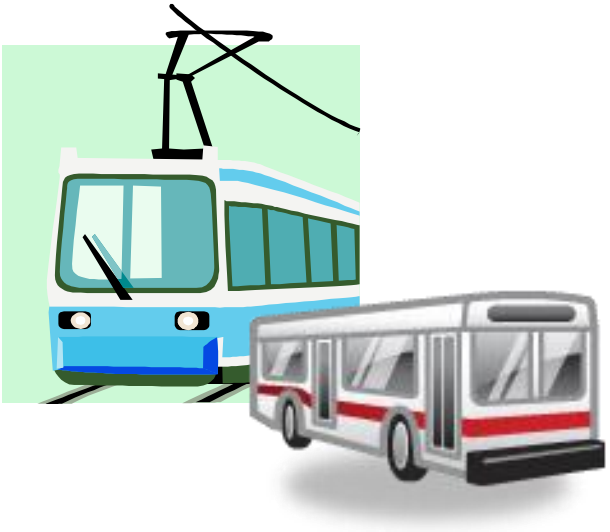

（２）まちづくり面

- 駅や公園などの公共施設へアクセス
- イベント空間利用などまちのにぎわいづくり
- 公共交通の利用をうながす

など

3．見直しの進め方

評価の視点

②代替道路の検討

- 対象とする都市計画道路と同じ機能をもつ道路がすでに存在している

③実現性の検討

- 歴史的な町並みなどを失う
- 良好なコミュニティ（人のつながり）を低下させる
- 自然や生活に大きな影響を与える
- 多額の事業費を要する
- 現在の道路規格に合わない

など

３．見直しの進め方

見直しの留意点

①都市マスタープランの実現

- 都市マスタープランに掲げる都市の将来のあるべき姿を実現するための計画に見直す

- 都市計画マスタープランとは？
  ：都市の将来のあるべき姿を具体的に示したもの
- 都市の将来あるべき姿とは？
  ：公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり

②住民との対話と計画への反映

- 地域の方々の意見をうかがい、地域の目指すまちづくりの視点から都市計画道路網を考え地域の実情にあう計画に見直す

4．都市計画道路の現状・見直し（案）

整備進捗状況

魚津都市計画道路 22路線

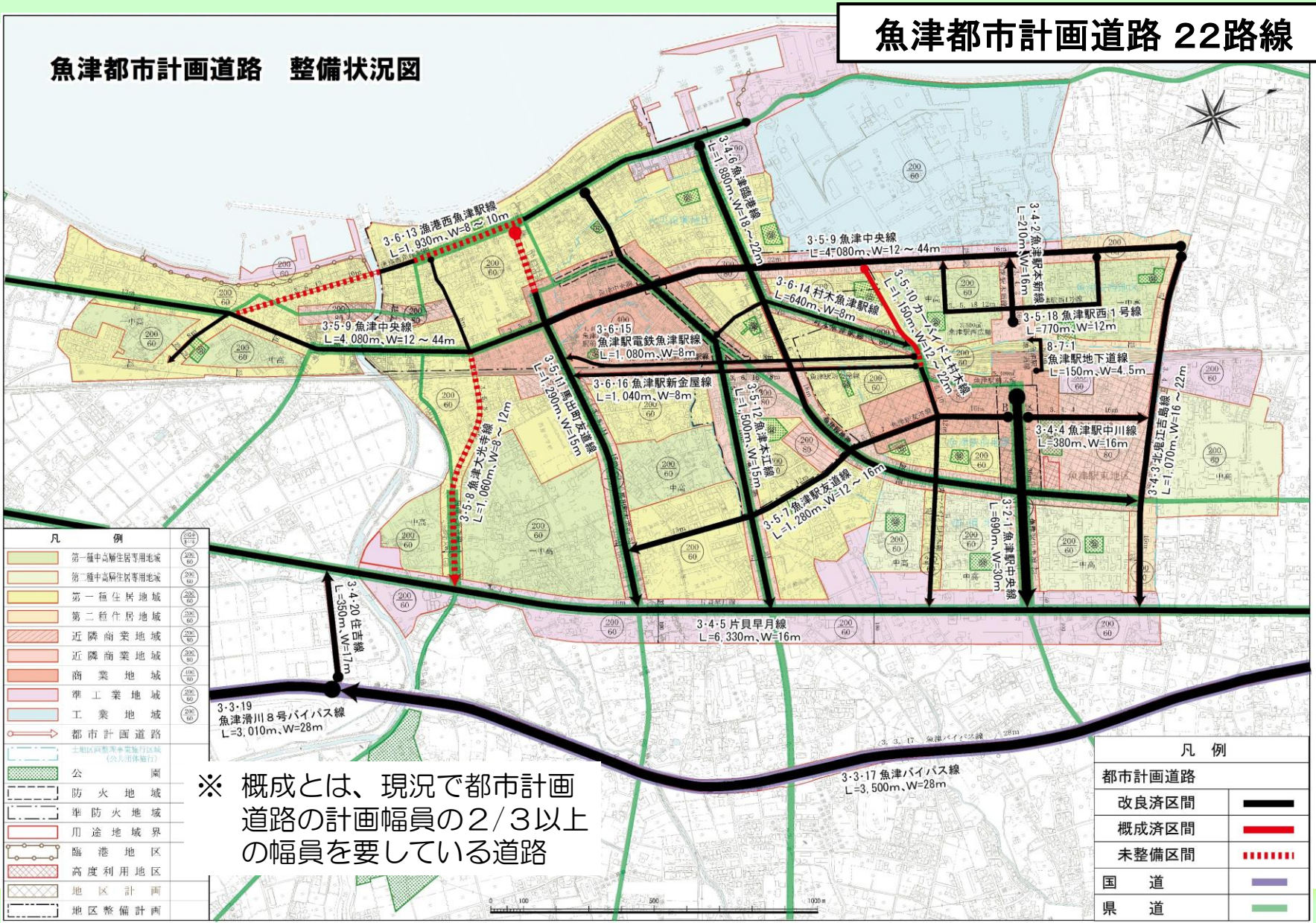

※ 概成とは、現況で都市計画道路の計画幅員の2/3以上の幅員を要している道路

4．都市計画道路の現状・見直し（案）

見直し（案）全体図

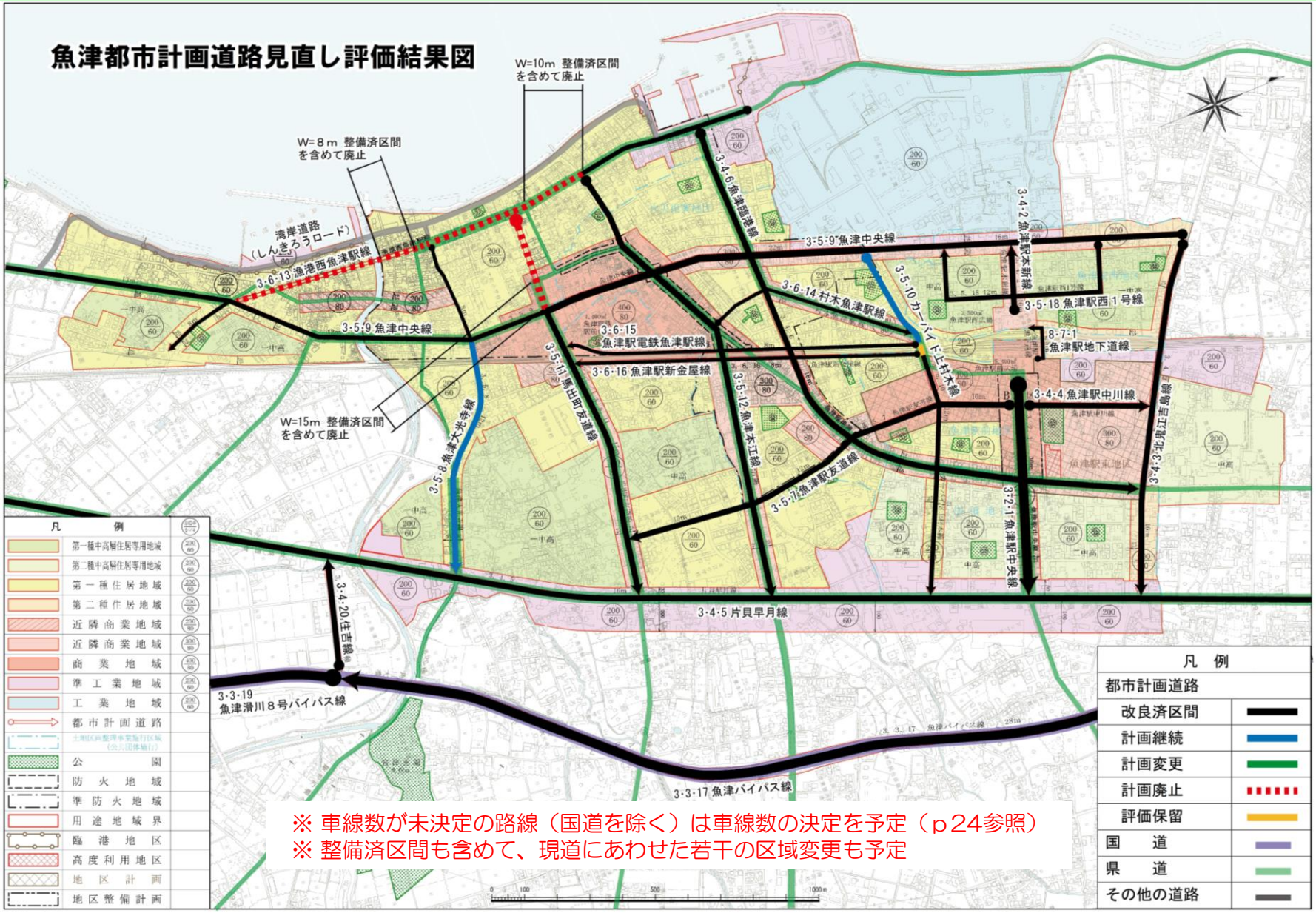

4．都市計画道路の現状・見直し（案）

3･5･11号　馬出町友道線　現状

当初決定：S27.2.16
最終決定：S48.7.21
計画延長：1,290m
　見直し区間延長：355m
計画幅員：15m

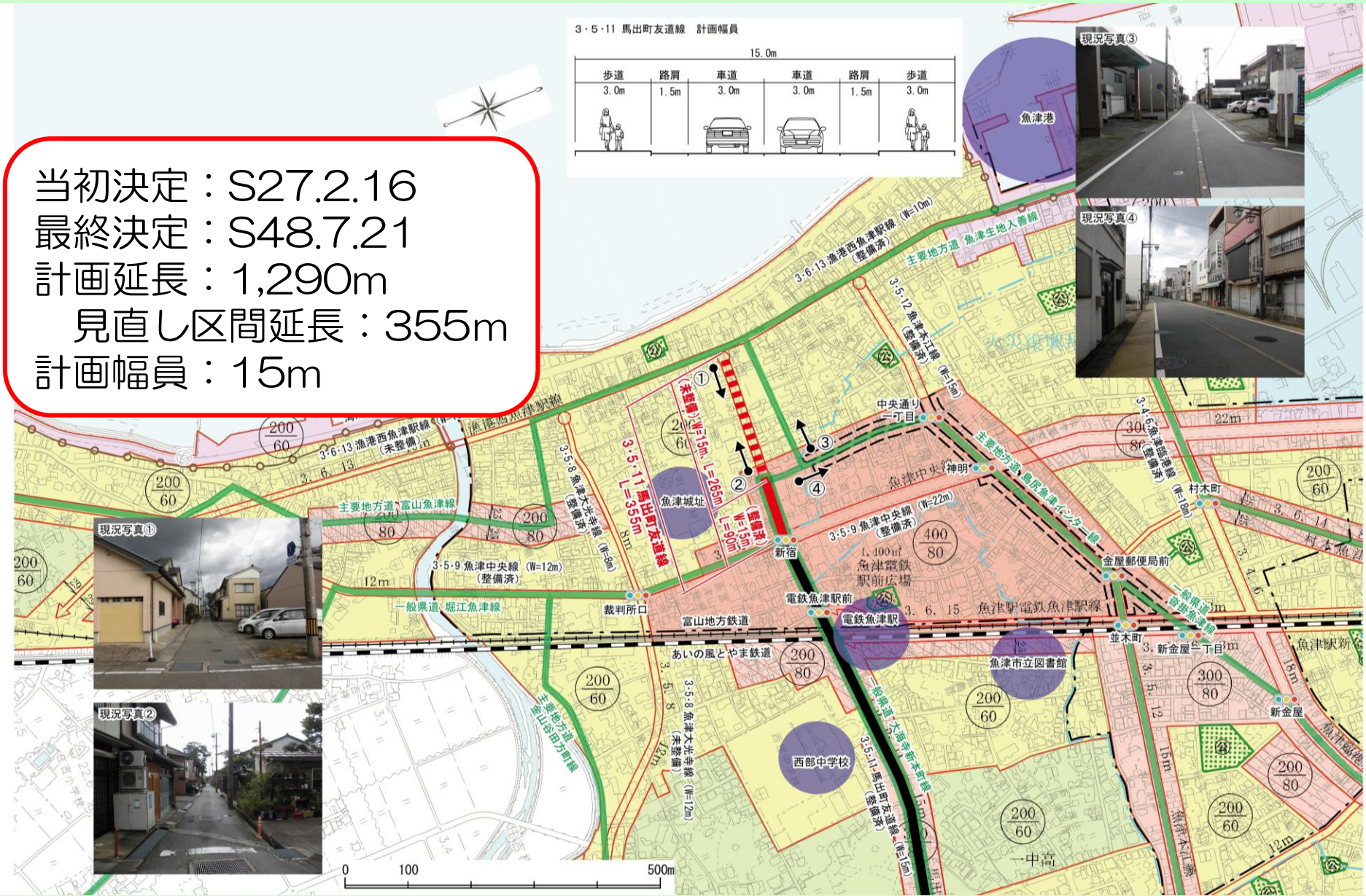

4．都市計画道路の現状・見直し（案）

3･5･11号　馬出町友道線　見直し（案）

評価の視点

必要性：あり
- ➢本町地内における交通の集約処理と利便性確保
- ➢密集市街地の防災性向上

実現性：困難
- ➢市街地の空洞化やコミュニティ分断を招く恐れあり

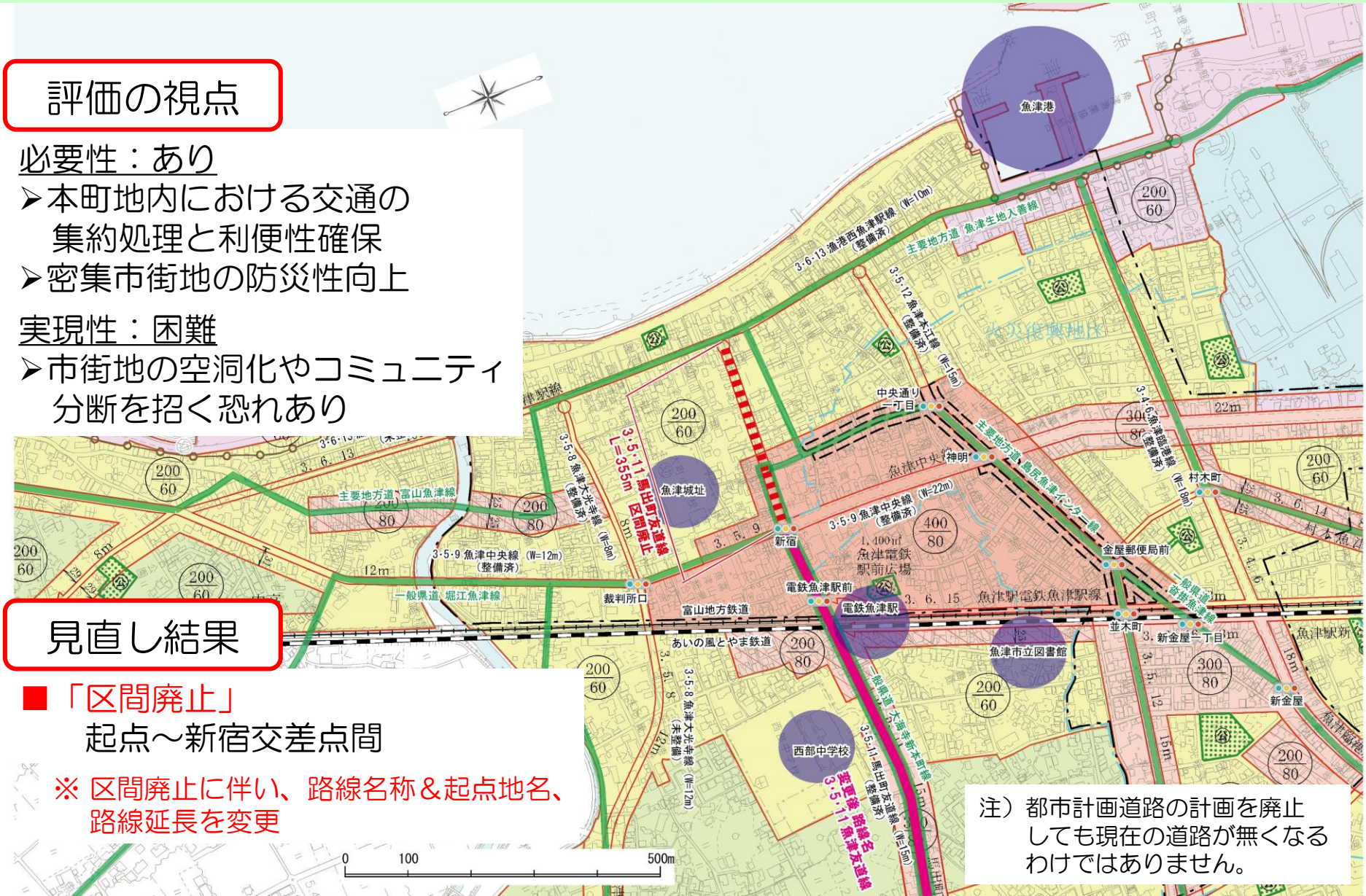

見直し結果

■「区間廃止」
起点～新宿交差点間

※ 区間廃止に伴い、路線名称＆起点地名、路線延長を変更

注）都市計画道路の計画を廃止しても現在の道路が無くなるわけではありません。

都市計画道路変更（案）　新旧対照表

【変更前】

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経由地	延長	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3･5･11号	馬出町友道線	魚津市本町一丁目	魚津市友道畦高	魚津市新宿	約1,290m	未決定	15m	あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道本線と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差6箇所

【変更後】

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経由地	延長	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3･5･11号	魚津友道線	魚津市新宿	魚津市友道畦高	魚津市本江黍野	約940m	2車線	15m	あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道本線と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差5箇所

4．都市計画道路の現状・見直し（案）

3･6･13号　漁港西魚津駅線　現状

当初決定：S27.2.16
最終決定：S48.7.21
計画延長：1,930m
　見直し区間延長：1,160m
計画幅員：8～10m

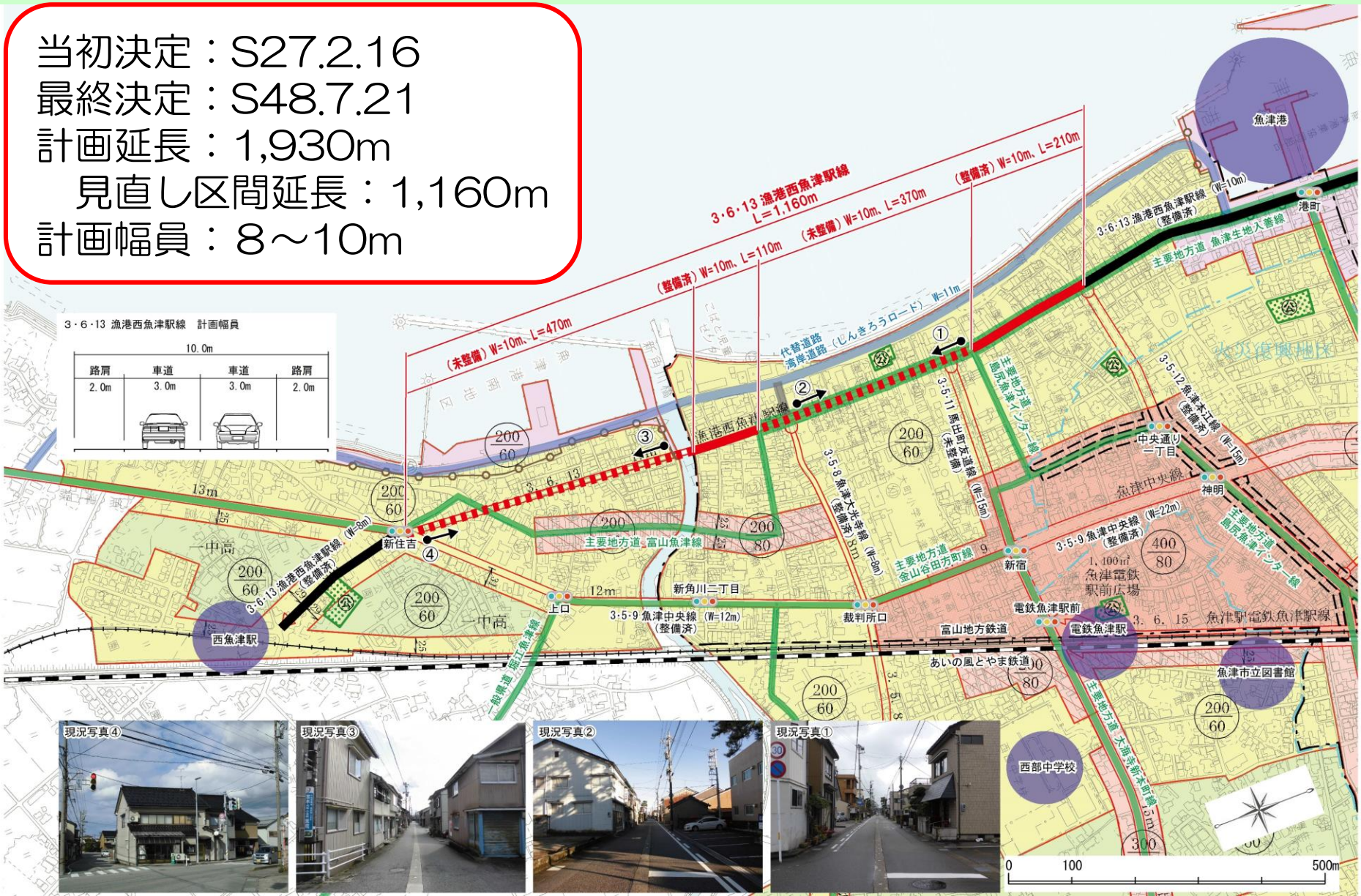

4．都市計画道路の現状・見直し（案）

3･6･13号　漁港西魚津駅線　見直し（案）

評価の視点

必要性：あり
- ➢市街地西側の外郭形成
- ➢魚津港アクセス
- ➢密集市街地の防災性向上

代替道路：あり
- ➢並行する湾岸道路が機能代替

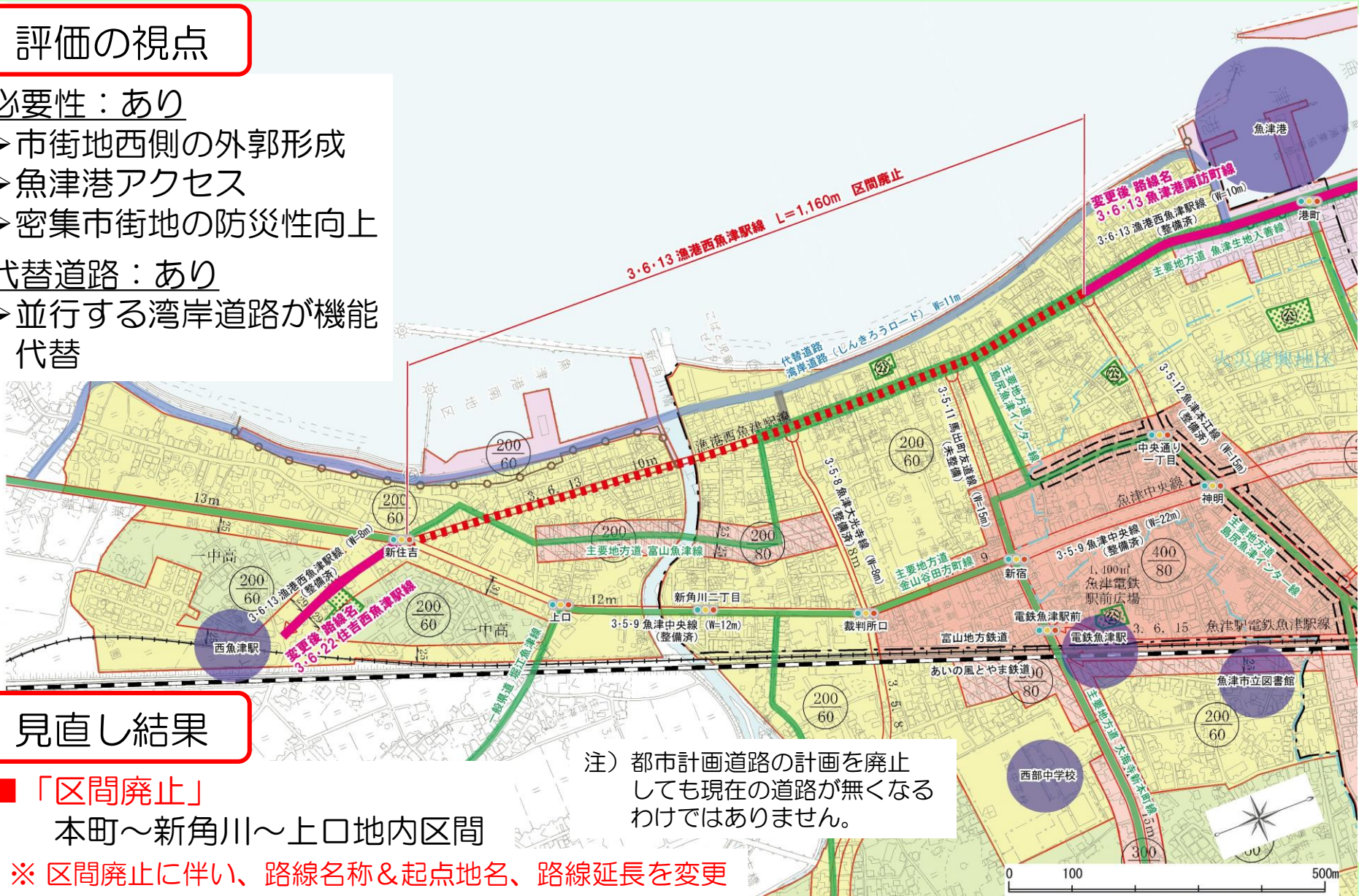

見直し結果

■「区間廃止」
本町～新角川～上口地内区間

※ 区間廃止に伴い、路線名称＆起点地名、路線延長を変更

注）都市計画道路の計画を廃止しても現在の道路が無くなるわけではありません。

都市計画道路変更（案）　新旧対照表

【変更前】

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経由地	延長	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3･6･13号	漁港西魚津駅線	魚津市港町	魚津市住吉	魚津市諏訪町本町一丁目上口二丁目	約1,930m	未決定	10m（8～10m）	幹線街路と平面交差5箇所

【変更後】

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経由地	延長	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3･6･13号	魚津港諏訪町線	魚津市港町	魚津市諏訪町	魚津市港町	約520m	2車線	10m	幹線街路と平面交差2箇所
	3･6･22号	住吉西魚津駅線	魚津市住吉尻井	魚津市住吉西川原	魚津市住吉尻井	約250m	2車線	8m	幹線街路と平面交差1箇所

車線数の決定

車線数が未決定の路線（国道を除く）は、下表に示すとおり車線数を決定

路線名		車線数
3･2･1	魚津駅中央線	4車線
3･4･2	魚津駅本新線	2車線
3･4･3	北鬼江吉島線	2車線
3･4･4	魚津駅中川線	2車線
3･4･5	片貝早月線	2車線
3･4･6	魚津臨港線	2車線
3･5･7	魚津駅友道線	2車線
3･5･8	魚津大光寺線	2車線
3･5･10	カーバイド上村木線	2車線
3･5･11	魚津友道線（変更後）	2車線
3･5･12	魚津本江線	2車線
3･6･13	魚津港諏訪町線（変更後）	2車線
3･6･14	村木魚津駅線	2車線
3･6･16	魚津駅新金屋線	1車線（1～2車線）
3･5･18	魚津駅西1号線	2車線
3･4･20	住吉線	2車線
3･6･22	住吉西魚津駅線（変更後）	2車線

変更後の都市計画道路網

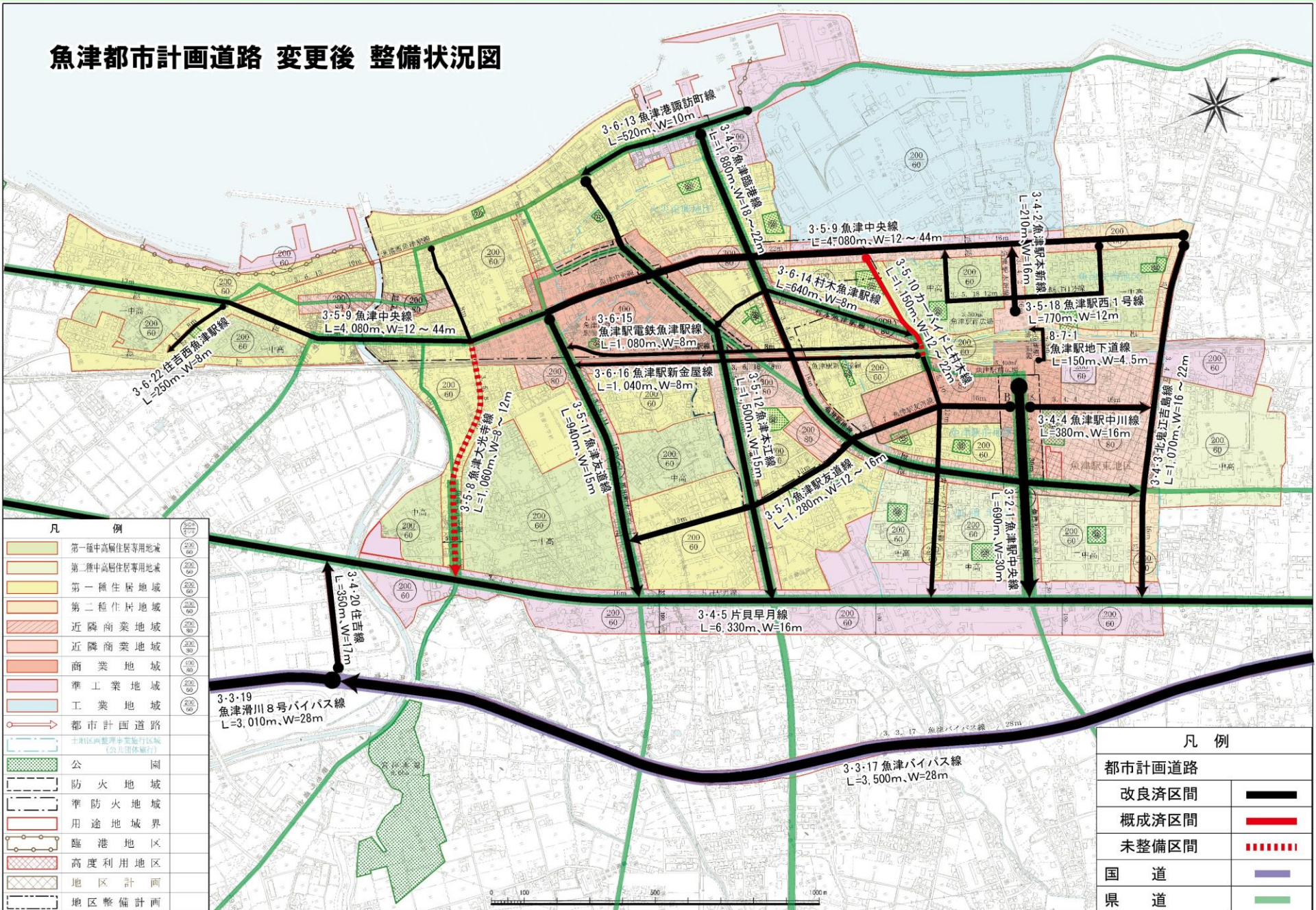

5．今後のスケジュール

都市計画に関する手続き　（※数字は手続きの順を表す）

1 パブリックコメントの実施（今回）

▶

2 都市計画原案の作成

▶

3 都市計画原案の説明

▶

4 都市計画の案の公告・縦覧（2週間）

▶

5 意見書提出

▶

6 魚津市都市計画審議会

▶

7 富山県決定 富山県都市計画審議会

▶

7 魚津市決定 県知事協議

▶

8 都市計画の変更・告示

・問い合わせ先

魚津市産業建設部都市計画課
ＴＥＬ　０７６５－２３－１０２６
ＦＡＸ　０７６５－２３－１０６６